

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年2月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年2月から同年7月まで

申立期間については、会社を退職した平成10年3月ごろに、A市町村役場の出張所において、国民年金及び国民健康保険の手続を行い、その後、郵送されてきた納付書で毎月国民年金保険料を納付した。

申立期間が国民年金保険料の納付済期間となるよう、記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した平成10年3月ごろに、A市町村役場の出張所において、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行ったと主張しているところ、同市町村から「市町村の記録によると、申立人は、社会保険離脱を理由として、平成10年2月27日付けで国民健康保険に加入しており、同年8月2日付けで資格喪失していることが確認できる。当時、国民年金及び国民健康保険の加入手続は連動しており、国民健康保険のみ加入し、国民年金には加入しないことは原則不可能であった。」との回答が得られたことから、申立人の主張には信ぴょう性があり、申立人は、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したものと考えるのが相当である。

また、申立期間は1回かつ6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料を完納している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行うなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における労働者年金保険(現在は、厚生年金保険)の資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年10月26日であると認められることから、申立期間に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から20年1月までは30円、同年2月から同年9月までは80円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月1日から20年10月26日まで

私は、国民学校高等科を卒業後、A社に就職し、昭和20年10月まで同社のB部C課でD職として勤務していた。戦災で入居していた寮が焼失し、終戦後の同年10月25日に、退職の手続をしないまま、会社に無断で、実家のあったEに戻ってきた。同じD職として勤務していた同僚には、同社における厚生年金保険の加入記録があるが、私の加入記録が無いのは納得できないので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人と氏名及び生年月日が類似し、かつ、基礎年金番号に統合されていない労働者年金保険被保険者記録が確認できるところ、i) A社における当時の同僚は、「昭和19年4月に学卒で就職した同期はD職第*期生として100人ほどおり、当時は、国で定められた一律の日当制で、地方出身者は寄宿制での採用であった。申立人もそのうちの1人であった。」と供述していること、ii) 同社の健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和19年4月1日付けで、昭和4年度生まれの101人(上記、基礎年金番号に未統合となっている被保険者を含む。)が一斉に労働者年金保険に加入していること、iii) 複数の同僚が、「申立人はE都道府県出身者で、当時、申立人と同姓の同僚はいなかった。」と供述していることを踏まえると、当該未統合記録は申立人の被保険者記録であると認められる。

なお、申立人の資格喪失日について、複数の同僚は、「地方出身者のほとんどが昭和20年10月ごろに辞めてしまった。申立人もそのころ辞めたのではないか。」と供述しているほか、申立人自身も、「昭和20年10月25日に会社から逃げのようにEに戻ってきた。その後、会社に復帰することもなく、退職の連絡も

しなかった。」と供述していることから、昭和20年10月26日以降においては、申立人は、A社に勤務していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が、昭和19年4月1日に労働者年金保険被保険者の資格を取得した届出を社会保険事務所(当時)に行ったことが認められ、資格喪失日については、20年10月26日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、未統合の労働者年金保険被保険者の記録から、昭和19年4月から20年1月までは30円、同年2月から同年9月までは80円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、申立期間のうち、平成 12 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額の記録を 41 万円に訂正することが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 13 年 9 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額（41 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を 41 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成 12 年 10 月から 13 年 8 月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 13 年 9 月 1 日まで

私は、平成 8 年 11 月から 13 年 8 月までの間、A 社に勤務した。

ねんきん定期便によると、A 社に勤務していた期間のうち平成 12 年 7 月から退職した 13 年 8 月までの期間の標準報酬月額が 24 万円と記録されているが、給与明細書を確認したところ、申立期間の給与は 12 年 6 月以前と変わっておらず、40 万円支給されており、厚生年金保険料も変わらず、標準報酬月額 41 万円に相当する額で控除されているので、申立期間の標準報酬月額を実際の保険料控除額に見合った額に、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち平成 12 年 7 月から同年 9 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、オンライン記録によると、当初、41 万円と記録されていたが、同年 12 月 1 日付けで、24 万円に記録訂正されていることが確認できる上、申立人を含む 9 人の標準報酬月額の記録がそ及して引き下げられていることが確認できる。

また、A 社に係る滞納処分票によると、同社では、平成 7 年から社会保険料を滞納していることが確認できる。

さらに、申立人から提出された当該期間の給与明細書から、当該そ及訂正処理前の標準報酬月額に相当する報酬額の支給及び厚生年金保険料の控除がさ

れていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成12年12月1日付けで行われたそ及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該そ及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該そ及訂正処理の結果として記録されている申立人の当該期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、41万円と訂正することが必要であると認められる。

なお、当該そ及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成12年10月1日）で24万円と記録されている処理については、当該そ及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、申立期間のうち平成12年10月1日から13年9月1日までの期間の申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書を確認すると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（41万円）より低い標準報酬月額（24万円）が記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は当該期間に係る標準報酬月額については、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、41万円に訂正する必要がある。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、オンラインに記録されているような標準報酬月額の基になる届書を提出していない。」と回答しているが、A社の滞納処分票の事跡欄より、滞納保険料の納付についての社会保険事務所との交渉は、事業主が行っていたと確認できることから、事業主は、平成12年の定時決定時に、賃金台帳に記載されている報酬月額と異なる金額（標準報酬月額が24万円となる金額）で届け出し、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成15年4月1日から16年9月1日までの期間における標準報酬月額については、15年4月から同年7月までは62万円、同年8月は53万円、同年9月及び同年10月は62万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、16年1月は59万円、同年2月は32万円、同年3月から同年8月までは62万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成16年9月1日から17年1月1日までの期間における標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果62万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の28万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額を、16年9月は30万円、同年10月から同年12月までは62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間について、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(28万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年4月1日から16年9月1日まで
② 平成16年9月1日から17年1月1日まで

私は、平成15年4月から19年6月末までA社で勤務し、入社当初から最高等級の標準報酬月額の厚生年金保険料を給与から控除されていた。

申立期間①について、給与支給明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

申立期間②については、標準報酬月額が28万円となっていたことを知り、平成19年に社会保険事務所(当時)に給与支給明細書等を持参し、さかのぼって標準報酬月額は訂正されたが、同記録は年金給付に反映されないため、将来の年金給付につながるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成15年4月から同年7月までは62万円、同年8月は53万円、同年9月及び同年10月は62万円、同年11月は41万円、同年12月は38万円、16年1月は59万円、同年2月は32万円、同年3月から同年8月までは62万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与支給明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が全期間にわたり一致していないことから、当該期間について、事業主はオンライン記録どおりの届け出を社会保険事務所に対して行っており、その結果、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、オンライン記録によると、申立人の当該期間における標準報酬月額は、当初28万円と記録されていたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成19年2月27日に28万円から62万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（62万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（28万円）となっている。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における給与支給明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、平成16年9月は30万円、同年10月から同年12月までは62万円とすることが妥当である。

なお、当該期間における申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成19年2月27日に、事業主が当該期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から平成元年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から平成元年5月まで

私が平成元年12月に結婚するに当たり、母親が私の国民年金の加入手続を行い、昭和60年までさかのぼって国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間については国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市町村保管の国民年金被保険者名簿によると、申立人に係る被保険者資格の取得(昭和60年4月1日)の届出が平成3年5月30日に行われており、申立人の国民年金手帳記号番号は同年6月26日に払い出されていることが確認できることから、当該届出時点において、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間に該当する上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金保険料の納付を行ったとする母親は、「一度だけ、まとめて十数万円納付した。」と証言しているが、上記の国民年金被保険者名簿によると、平成元年6月から3年3月までの保険料(18万800円)が同年7月11日に納付されていることが確認できるものの、これ以外の期間の保険料について納付された記録は確認できない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする母親からも、前述の証言のほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から4年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から4年10月まで

私は、当時大学院生で経済的余裕がなかったため、申立期間の国民年金保険料を滞納していたが、平成4年10月又は同年11月に、当時居住していたA市町村内の銀行において申立期間の保険料を一括納付したことを記憶している。しかしながら、ねんきん特別便では、未納とされているので、申立期間の国民年金の納付記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人及び申立人の国民年金手帳記号番号の前後各7人の被保険者（計15人）のうち、13人は20歳到達日に、残る2人（申立人を含む。）は、学生が国民年金への加入を義務付けられた平成3年4月1日に、それぞれ国民年金被保険者の資格を取得しているところ、i）申立人と同じく同年4月1日に資格を取得した被保険者及び申立人の直後に国民年金手帳記号番号が払い出されている被保険者に係る資格取得後最初の国民年金保険料の収納日が、いずれも6年12月28日であること、ii）納付日が確認できた7人のうち最も早い国民年金保険料の収納日は、同年11月28日であること、iii）申立人を除く14人すべての被保険者について、4年10月以前の国民年金保険料が納付されていないことが確認できることを踏まえると、申立人の国民年金手帳記号番号は、6年11月から同年12月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の大半は、時効により保険料を納付することができない期間に該当する。

また、申立人は、「国民年金の加入手続をした覚えは無いのに、市町村役場又は社会保険事務所（当時）から国民年金保険料の納付書及び年金手帳が送られてきた。」と供述しているところ、前述の申立人の国民年金手帳記号番号の前後各7人の被保険者（計14人）のうち、最初の納付月に係る保険料収納日が確認できる7人について、それぞれの保険料収納日より約2年1か月から3年9か月さかのぼって国民年金の資格を取得していることから、申立人の国民年金手帳記号番号は、当時、国民年金の未加入者に対して、職権適用によって

払い出されたものと推認できる。

さらに、前出の国民年金手帳記号番号の払出し時点より前に、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人は、「平成4年10月又は11月において、B銀行A支店（当時）で、普通預金口座より、10万円から20万円を出金して国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、当該普通預金口座の入出金記録において、平成4年度中に2万円を超える金額が引き出された記録は確認できない。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年10月から23年9月まで

私は、申立期間において、A市B区（現在は、C区）D地域のE事業所でFの売店員として勤務していたが、当該期間について厚生年金保険の加入記録が無いので、記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A市B区D地域のE事業所でFの売店員として勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が勤務したと主張するE事業所は、A市B区D地域に所在したE事業所であると推察されるが、進駐軍従業員に対する社会保険制度については、「進駐軍労務者に対する健康保険法及び厚生年金保険法の適用に関する件」（昭和23年12月1日付け保発第92号厚生省保険局長通知）に基づき、昭和24年4月1日から適用されたことから、申立期間においては、厚生年金保険に加入することができなかった期間である。

一方、オンライン記録において、上記のE事業所と同じ所在地で「G事業所」という名称の厚生年金保険適用事業所が確認できるが、当該事業所の関連事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿に記載のある被保険者二人から、「G事業所はH衣服の仕立てに係る業務を行っており、申立人が主張するF販売業を営む事業所ではなかった。」旨の回答が得られたこと及び当該事業所の被保険者名簿において、申立人が記憶する同僚3人の氏名が確認できないことから、申立人が当該事業所に勤務していたと推認することはできない。

また、オンライン記録によると、当該事業所の厚生年金保険新規適用日は、申立期間後の昭和24年7月1日であることが確認できる。

さらに、申立人が記憶する同僚3人のうち、1人は既に死亡している上、残る2人について、申立人は姓しか記憶していないことから連絡先を確認するこ

とができず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。